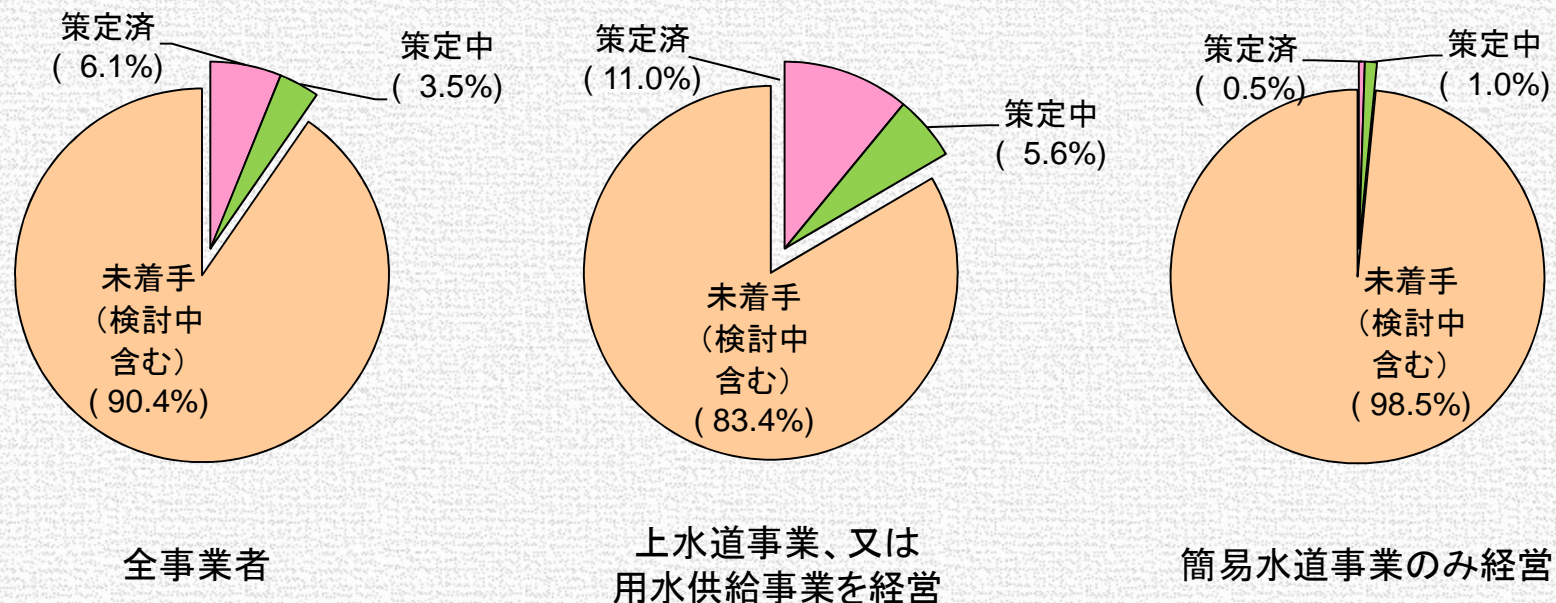


# 水安全計画による水質管理の促進

“水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持（中略）が徹底されること”（新水道ビジョン）

- 国は、水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行う水道システムの管理手法として水安全計画策定を推奨し、平成20年5月に水安全計画策定ガイドラインを策定・周知。
- 現状は、平成25年3月末時点における水安全計画策定率は、策定中を含めてもわずか1割。

## 水安全計画策定状況（平成25年3月末時点）



# 水安全計画による水質管理の促進

## 都道府県別策定状況(平成25年3月末時点)

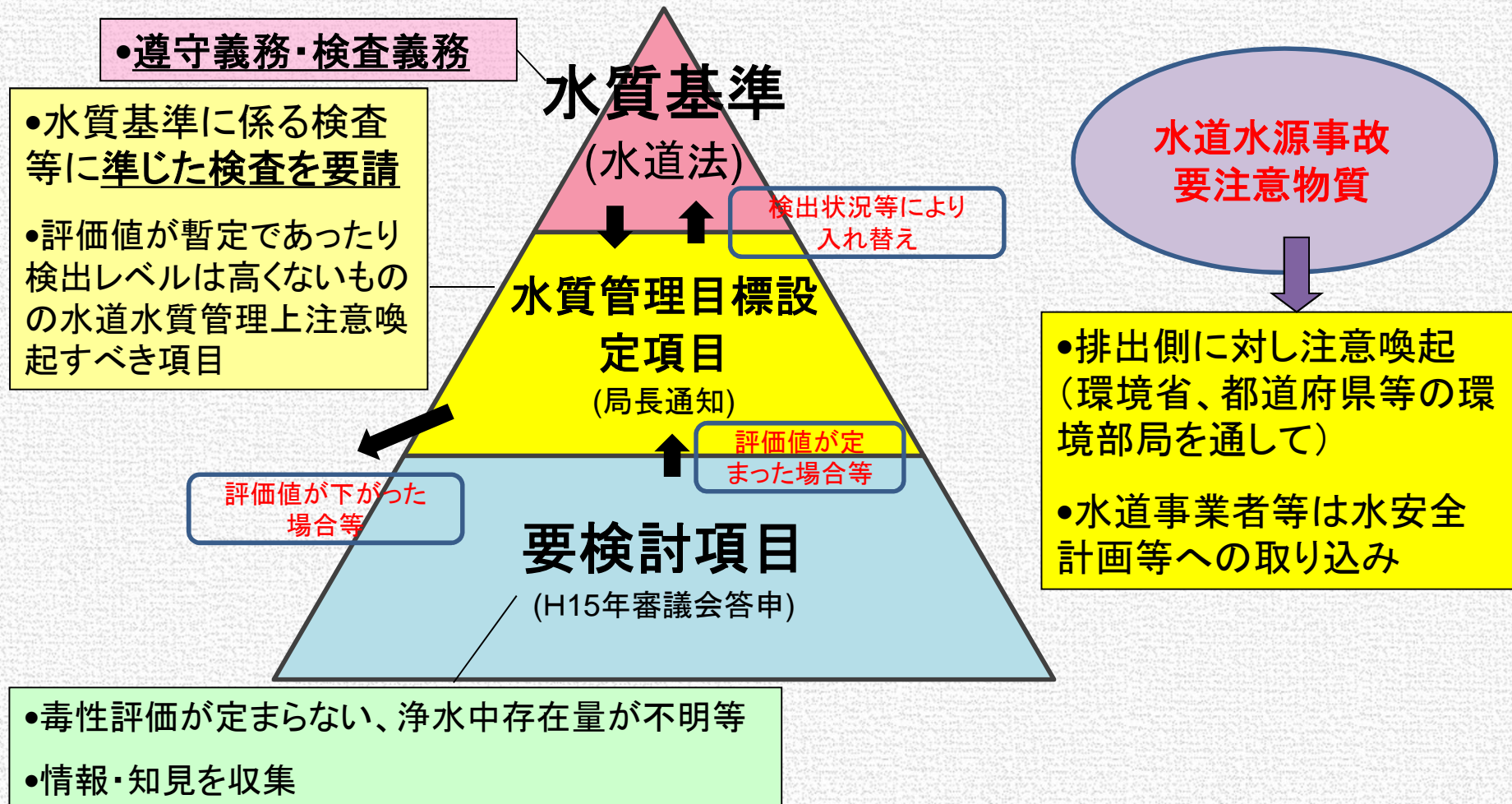
都道府県	上水道事業又は水道用水供給事業を営				
	事業者数	策定済み	策定済み割合	策定中	策定中割合
北海道	101	9	8.9%	5	5.0%
青森県	27	1	3.7%	2	7.4%
岩手県	29	3	10.3%	1	3.4%
宮城県	34	5	14.7%	0	0.0%
秋田県	17	0	0.0%	0	0.0%
山形県	30	0	0.0%	3	10.0%
福島県	39	0	0.0%	3	7.7%
茨城県	43	1	2.3%	3	7.0%
栃木県	26	2	7.7%	0	0.0%
群馬県	33	7	21.2%	2	6.1%
埼玉県	59	9	15.3%	2	3.4%
千葉県	47	9	19.1%	6	12.8%
東京都	6	1	16.7%	0	0.0%
神奈川県	19	5	26.3%	0	0.0%
新潟県	29	5	17.2%	3	10.3%
富山県	14	0	0.0%	2	14.3%
石川県	19	1	5.3%	0	0.0%
福井県	17	1	5.9%	0	0.0%
山梨県	17	1	5.9%	2	11.8%
長野県	55	3	5.5%	1	1.8%
岐阜県	39	5	12.8%	0	0.0%
静岡県	38	1	2.6%	6	15.8%
愛知県	44	12	27.3%	2	4.5%
三重県	27	3	11.1%	2	7.4%

都道府県	上水道事業又は水道用水供給事業を営				
	事業者数	策定済み	策定済み割合	策定中	策定中割合
滋賀県	20	2	10.0%	2	10.0%
京都府	22	1	4.5%	3	13.6%
大阪府	45	13	28.9%	6	13.3%
兵庫県	42	9	21.4%	1	2.4%
奈良県	29	2	6.9%	0	0.0%
和歌山県	23	0	0.0%	1	4.3%
鳥取県	12	0	0.0%	0	0.0%
島根県	11	1	9.1%	1	9.1%
岡山県	27	5	18.5%	2	7.4%
広島県	19	6	31.6%	0	0.0%
山口県	15	2	13.3%	2	13.3%
徳島県	19	1	5.3%	0	0.0%
香川県	17	2	11.8%	2	11.8%
愛媛県	20	2	10.0%	2	10.0%
高知県	16	1	6.3%	0	0.0%
福岡県	56	6	10.7%	2	3.6%
佐賀県	18	3	16.7%	1	5.6%
長崎県	18	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	28	2	7.1%	2	7.1%
大分県	15	1	6.7%	2	13.3%
宮崎県	20	2	10.0%	0	0.0%
鹿児島県	32	3	9.4%	0	0.0%
沖縄県	26	1	3.8%	2	7.7%
合計	1359	149	11.0%	76	5.6%

# 水質事故への対応について

## 「水道水源事故要注意物質」の設定(検討中)

ヘキサメチレンテトラミンのような、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質を新たに「水道水源事故要注意物質」に位置付け



# 水質事故への対応について

## 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方

近年の水質事故の経験も踏まえ、断水による影響も考慮し、摂取制限等の対応をいっ  
つ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、考え方を示す

### 検討状況

水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方は、水道水への信用問題に波及しかねないものであり、また、水道事業者の水道水への安全確保に対する取り組みを後退させるものであってはならないことから、有識者、水道関係団体及び水道利用者等から幅広く意見を聴取し、水質基準逐次改正検討会等の場で慎重に検討を進めているところ。

#### 【ヒアリング対象】

- 日本水道協会
- 主婦連合会
- 全国簡易水道協議会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 全日本水道労働組合
- 全日本自治団体労働組合
- 水道運営管理協会
- 全国上下水道コンサルタント協会
- 全国ビルメンテナンス協会

# 水質基準等の改正について(平成27年4月1日施行予定)

## 【水質基準項目】

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の見直し

項目	現行基準値	新基準値(案)
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.03 mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下

## 【水質管理目標設定項目】

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び対象農薬リスト掲載農薬類の目標値の見直し

項目	現行目標値	新目標値(案)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/L以下	0.08 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	0.03 mg/L以下

## 【検査法】

- ・フェノール類の検査法として固相抽出-LC/MS法を追加
- ・標準原液に関して国家計量標準にトレーサブルなものの使用を認める規定を追加